

公立大学法人横浜市立大学郵便入札におけるくじの方法に関する要領

制 定 令和 3 年 1 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、公立大学法人横浜市立大学郵便入札要領（以下「郵便入札要領」という。）第 11 条第 2 項におけるくじの方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(くじ番号)

第 2 条 入札参加者は、郵便入札要領に基づいて提出する入札書に、くじにおいて使用する 3 桁の自然数（以下「くじ番号」という。）を記載するものとする。

(くじの手順)

第 3 条 入札事務を行う経理担当者は、開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者（以下「同一価格者」という。）が 2 者以上ある場合、次の各号の手順を経て、落札候補者を決定するものとする。

- (1) 同一価格者に対して、入札書郵送時の日本郵便株式会社における郵便追跡サービスに用いる 11 桁の書留番号（以下「書留番号」という。）の下 4 桁の小さいものから順に、くじの結果を識別する番号（以下「抽選番号」という。）を付与する。付与する抽選番号は、書留番号の下 4 桁の一番小さい者に対して 0 を、次に小さい者に対して 1 を、以降 1 ずつ大きい自然数を付与するものとする。
- (2) 同一価格者全員のくじ番号の和を求め、同一価格者数で除し、商及び余りを求める。ただし、求める商及び余りは 0 以上の整数とする。
- (3) 第 1 号において付与した抽選番号と、前号本文において求めた余りの数が一致したものを、落札候補者とする。

(くじ結果の通知)

第 4 条 この要領に基づいて行われたくじの結果については、郵便入札要領第 12 条の規定を準用して通知する。

(異議の申立)

第 5 条 入札参加者は、入札後、この要領についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。